

平成29年8月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成29年7月28日(金)

2 場 所 南別館委員会室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後5時00分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、スポーツ振興課徳留主事、朝倉生涯教育課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、山下都城島津邸副館長、西山高城地域振興副課長

6 前会議録署名委員

赤松委員長職務代理者、濱田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、7月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員をお願いいたします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長よりご報告をお願いいたします。

○教育長

それでは、生徒指導の現状についてということで、皆さんのお手元に一枚の資料が配ってあるかと思しますので、それに基づいてご説明させていただきます。

まず、非行の問題行動が、6月中、小学校1件、中学校4件でございます。小学校1件は万引きということで、コンビニに立ち寄って飲み物を万引きして、店員に咎められたという件です。中学校4件は、生徒間暴力ということで、生徒そのものにちょっと問題があって、児童相談所につないで生徒指導を行っています。

家出が2件ほどございました。家出、外泊と書いてありますけれども、一つは家出をして、外泊を繰り返している中学生がいるということでございます。他校生徒とのつながりがあって、男の子ですけれども、外泊を繰り返しているということです。もう1件は、家庭的な問題があって家出というよりは母親と子供全部がどこかへ行ってしまっているという状況でございまして、これは家庭の問題ということでございます。これが、6月中に起きた非行の問題であります。

それから、不登校、4月から6月ですけれども、小学校10名、中学校88名ということでありますが、30日以上欠席については61名ということで、中学生の傾向としては2年、3年になると不登校気味の子どもが多くなってきているという状況があります。家庭環境とか、保護者の教育力に問題を抱えている不登校が多く、それ以外の不登校の原因もあるのですけれども、それは病気であったりでございます。適応教室とか、そういうことも色々SSWにつないでお願いをしているところでございますけれども、家庭的に問題がある場合は大変難しいところです。

3番目のいじめでございます。これは③で、4月からのいじめの認知件数661件、中学校が32件、あ

る意味、小学校でも中学校でも、アンケートですので、認知件数がいつもよりも多いわけでございます。実際はちょっとしたことでいじめと書いてきているところがあります。括弧の中の数字は、小学校661件のうち443件、中学校32件のうち21件は既に解消しているということでございます。非常に深刻ないじめに至っている事案は、報告されておられません。ただ、いじめに関しては、解消という定義が少し変わってきて、3ヶ月様子を見るということでございます。3ヶ月何もなければ解消という定義になってきているので、今度は報告の仕方でも少し変えていく必要があるかもしれません。3ヶ月後までの統計をとって報告する形に。

4番目、交通事故でございますけれども、前にも申しましたように増えておりまして、6月中は、小学校5件、中学校2件という、その中でも自転車での事故が7件のうち5件は自転車の事故です。自転車で二人乗りをして、転倒して運ばれたとか、自転車で道路横断中に車にはねられたりとか、急に右折したところ、反対側から車が出てきて事故を起こしたりとか、自転車と車の接触事故がそのうちの4件。あとは、下校時に自転車の接触事故が2件ありました。夏休みに入る前に指導はしておりますけれども、今日も別件で校長会があったのですけれども、それでお願いをしたところです。

その他、夏休み中のこととしては、水難事故防止があります。そのパトロールは生徒指導主事を中心にパトロールをしていく。夏祭り等の巡回指導等も行っているところです。

不審者、声かけ事案でございますが、6月は1件だけございましたけれども、この1件は、西小学校区の男の子2名で、下校中に鉄の棒を持ったような男から追いかけられ、逃げたという事案でございます。40歳くらいの男性だったということです。それ以降の不審者が、夏休みが始まる前に増えていまして、7月に処理したのを見てもみますと、同じような不審者がいて、しかし、不審者自体は違うのですけれども、傾向が似ているのです。学校の登校途中、車の中から子供の写真を撮るようなものとか、通り過ぎて行って戻ってくる。つまり子どもたちが歩いて行っているところを通り過ぎるのだけれども、Uターンして戻ってきて声をかけるというそういう事案が複数あります。もう一つの傾向は、普通、女の子が狙われているのですが、最近は男の子でも狙われている。男の子に声をかけるという事案が結構増えてきています。これは傾向的には今まではあまりなかったのですけれども、ちょっとそのへんが少し変わってきたかなという気がいたします。学校に対しては、男の子であろうと、女の子であろうと気をつけなさいという指導の仕方をしないといけないのかなと考えております。

ご存知のように、つい2、3日前、愛知県の小学校の臨時教師が男の子にわいせつ行為をして捕まった事件がありました。あれは29歳の非常勤講師でした。その非常勤講師は男の子にいたずらをしている。男の子を対象にしたわいせつ事案が近年の傾向として全体的にあるのかなという気がいたしました。ですから、不審者、声かけ事案もそういう観点から少し気をつけていただくことが必要なことと、今までは割に自家用車に乗って声をかけるというのが多いのですけれども、今は、軽トラに乗っていたりとか、自動車の種類も変わってきている。ちょっと不安定な社会が出現しつつあるのかと気になりました。

以上が生徒指導状況の報告でございます。

それからもう1点は、先ほど終わったのですけれども、オーストラリアに行く20名の子どもたちの壮行会を午前中行いました。

3点目としては、資料はないのですけれども、調べてもらったのを報告しておきますと、外国籍の子どもたちが、平成29年の2月28日現在、小・中合わせて32名おります。日本語指導員を配置しなければいけないので、児童・生徒の状況調査が必要になります。生活指導上の対応もありまして、イスラム系の方が半分ぐらいいますので、給食とかがお弁当になります。また、女の子は学校に行かなくていいという申し出もありました。また詳しいことは、この次に報告させていただきます。そういう状況であることをご報告しておきます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

内容についてお尋ねはございませんでしょうか。

○中原委員

先ほどの自転車事故、学校といますか、場所的には。

○教育長

1件は、梅北ミートショップながやま付近、今のは下校時の自転車ではなくて歩いていて、お母さんが道の向こう側にいて、子どもが飛び出して行ってぶつかったということです。自転車に関しては、二人乗りをしていたのは学校給食センター付近です。自転車で横断中に車にはねられたのは、下川東フォーレストクリニック前、もう1件は、東公園近くの交差点、これは東小の校区です。これも自転車と車です。吉尾町交差点、これも自転車で登校中に自転車と自転車がぶつかったものです。

以上でございます。

○中原委員

ありがとうございました。

○委員長

お尋ねはございませんでしょうか。

外国籍の児童・生徒さんたちの対応は、又詳しくされるのですか。

今は指導されている先生方は足りているのですか。

○教育長

学校から要求をしていただいている分については、配置している状況でございます。

○委員長

報告に対してはよろしいでしょうか。

それではありがとうございました。

#### 【報告第77号】

○委員長

報告第77号を高城地域振興課長よりご説明お願いいたします。

○高城地域振興課副課長

報告第77号 都城市高城郷土資料館の入館料免除について、課長にかわりまして説明させていただきます。

報告第77号関係資料をご覧ください。

都城市高城郷土資料館の利用促進の一環として、小学生、中学生の入館料を7月22日、土曜日から8月27日、日曜日までの夏休み間、免除するものです。市内の小中学生の学校、学級単位での入館については、各学校からの申請に基づいて、入館料を免除する措置を講じておりますが、自由研究の題材等を求めて、小中学生が来館する夏休み期間については有料となっております。そこで、より多くの小学生、中学生に高城郷土資料館を活用していただくために、全国の小学生、中学生の入館料を夏休み期間中免除するものです。

中ほどに別表7条関係がございますが、これは高城郷土資料館の入館料を記載しております。小学生、中学生の入館料百円を免除するものです。なお、小学生未満については無料となっております。また、下のほうに8月の入館者数の推移を記載しております。資料の中の3項の第8条と中ほどに書いてあるのですけれども、入館料を免除する減額し、となっておりますが、この免除するを削除をお願いします。入館料を減額し、または免除することができると条例ではなっております。

以上で、報告第77号 都城市高城郷土資料館の入館料免除についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの内容についてお尋ねがありましたらお願いいたします。

○濱田委員

年度によって小学生が、全くいなかったり、平成27年度が44名であったりといった違いはなんでしょう。また、これは有料と無料と分けてあるのは何ですか。

○高城地域振興課副課長

これは、無料については、下のほうに、子育て支援カードの家庭の日というのがありまして、平成27年からなのですが、小学生以下の入館者については、小学生以下の家族同伴で入館した場合には、家族全員無料となっているものですから、それを平成27年から導入していきまして、小学生の無料も増えているところであります。大人が平成27年が38名、小学生44名となっていますが、これは、子育て支援カードの家庭の日の影響でございます。

○濱田委員

去年は減ったのですね。

○高城地域振興課副課長

去年はですね。

○濱田委員

有料のほうはほとんど中学生ということになるのですか、平成27年度の22名というのは。

○高城地域振興課副課長

家庭の日が導入されたのが平成27年からなのですが、子育て支援カードの提示があるというのと、家庭の日は第三日曜日だけなものですから、有料の方もいらっしゃいます。

○委員長

子育て支援カードについての周知はどのような方法で、皆さんになさっているのでしょうか。

○高城地域振興課副課長

これが始まったのは、県の制度変更により従来子育て応援サービスの制度がありまして、優待協力依頼があったのですが、子育て支援カード提出の来館者は入館料無料とすることで、高城郷土資料館に限らず、島津邸、山之口の浄瑠璃資料館、文化財課の郷土資料館も平成27年から無料にしているところです。

○高城地域振興課原主査

子育て支援カードの周知について報告させていただきます。

子育て支援カードにつきましては、県が取り組んでいる子育て支援の施策の一環であります。ですので、県を中心に周知、広報等を行っておりまして、都城市におきましては、取り扱いがこども課が所管をしております。こども課の窓口等に子育て支援カードの配布等のご案内、そして、窓口での利用のご案内をさせていただいております。

○委員長

具体的には、例えば、高城郷土資料館にみえる方で、利用してみえる方があるわけですね周知を反映して、周知の方法としては、そちらは関わっていらっしゃらないのですか。

○高城地域振興課副課長

高城郷土資料館の無料についての案内は、今回、ホームページ等にも…。支援カードについての周知は、郷土資料館ではホームページぐらいです。ホームページにこの内容だけ、子育て支援カードを提示することによって入館料無料というのは書いておりますけれども。

○教育長

これは、子どもが持って歩くものですか。

○高城地域振興課原主査

支援カードは親御さんが持っていくものです。

○教育長

ということは親と一緒に入らないとだめということなのですね。親子で来ないと無料にはならないということですね。

○高城地域振興課畝原主査

子育て支援カードは親御さんにお渡ししてしまっていて、親御さんが提示することによって。

○教育長

子どもが持ってきて見せても無料にならないわけですね。

○高城地域振興課畝原主査

そうですね。

○教育長

親も無料になって、子どもも無料になるということですか。

○高城地域振興課副課長

子育て支援カードは提示することによって、家族全員無料です。

○委員長

資料館に小学校の児童一人で単独でみえるということがあるのですか。

○高城地域振興課畝原主査

まれにございます。

平日に自由研究の学習に。それは、資料館周辺の、かなり限定されますけれども。

○委員長

そうすると、子育て支援カードは保護者が持っているものなのですね。

○教育長

保護者と一緒に来ないとただにはならないということですね。

○委員長

こども課のほうでこれをどのように周知されているのかわかりませんが、せっかくこういう制度があるのであれば、もう少しこちらの島津邸とか、資料館も含めて、このことはPRすべきかなと思っているのですけれども、もったいない制度です。

○教育長

夏休み無料制度は平成28年度から始められたということですね。

○高城地域振興課副課長

夏休みの無料期間は、昨年度に引き続き。昨年度からです。

○中原委員

表の見方なのですが、8月限定とありますが、有料も平成28年小中学生の欄がゼロになっていますけれども、これは8月については無料なので、ゼロは当然ですが、表のとおりずっといきますと、無料、中学生、小学生、1名、12名とあるのですが、これは子育て支援カードか家庭の日の数字がここに積算されると思うのですが、この8月が無料であれば、もう無料だからいいよとはならないのですか。非常に見づらいので。

○高城地域振興課副課長

12名と1名につきましては、家庭の日にご来館いただいたお子さまということで、家庭の日のご家族の区分で、郷土資料館が計上しておりましたので、こういった形で計上させていただきました。

○教育長

夏休み対象の、ここは夏休みの入館者ですよ、この表が。家庭の日は何人来ようと、無料は無料できているので、区別がないわけですよ。8月は無料なのですが、ただ27日からは有料になる可能性がある

わけでしょう。支援カードかどうか知らないけれども、そのことによって事象が生じたことなのかどうかの区別が分からないので、表は整理されたほうがいいかもしれませんね。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告第77号につきましては、表に色々なご意見が出ましたけれど、明確に分かるような表をもう一度作成していただくということによろしいでしょうか。そういうことで承認をさせていただきます。

【報告第72号・73号、議案第20号】

○委員長

それでは、報告第72号・73号及び議案第20号を文化財課長よりご説明をお願いいたします。

○文化財課長

先日から夏風邪をひいておりまして、喉が少々腫れておりますので、苦しい点があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は2件の報告と1件の議案をお願いいたします。

まずは、報告第72号 平成29年度都城歴史資料館第2回企画展「昭和を見てきた道具たち 回想 童心にかえるひととき」の開催要項の制定についてでございます。

内容の説明に入らせていただく前に、文字の訂正をお願いしたいと思います。

開催要項中に子どもたちが胸を躍らせたおもちゃの変遷というものが3ヶ所ありますけれども、躍るといふ文字が体を動かす踊るになっておりまして、わくわく躍るは足偏に日曜日の曜のつくりの躍るのように訂正をお願いしたいと思います。具体的には、要項の展示の趣旨の真ん中あたりに1ヶ所、5番の展示構成の(2)に1ヶ所、ぼくの主な展示資料の(2)の3ヶ所でございます。

それでは、報告第72号の説明をさせていただきます。

都城歴史資料館では、本年度第2回企画展といたしまして、9月8日から11月26日までと、平成30年2月9日から3月4日までの会期で、「昭和を見てきた道具たち 回想 童心にかえるひととき」と題しまして、企画展の開催を計画しております。資料館では、小学校3年生の社会科の授業にあわせまして、毎年企画展として、むかしの道具展を1月末から4月中旬にかけて開催してはりましたが、9月、10月に3年生の遠足が多いことから、本年度は秋の遠足の時期と冬の授業の時期の2期に分けて開催することにいたしました。今回は、生活を便利にした道具、子どもたちが胸を躍らせたおもちゃの変遷という二つのテーマで、子どもたちのおじいちゃんやおばあちゃんたちの時代に使われていた生活道具やお父さんやお母さんが遊んでいたおもちゃなど、さまざまな資料を展示する予定でございます。展示構成、内容につきましては、要項のとおりでございます。また、機械式計算機や回転こたつなど、直接触れることができる資料も展示する予定でございます。

この企画展を通じて、子どもたちには道具やおもちゃの歴史に興味を持ってもらい、大人たちには、昭和という時代を懐かしんでいただければと考えております。さらに、この企画展を通じて、世代間の交流が深まればと考えております。

次に、報告第73号 都城歴史資料館の臨時休館についてでございます。

歴史資料館の害虫駆除のために、平成29年9月20日、水曜日を臨時休館日として、月曜日の通常の九冠日と合わせて、2日間燻蒸を行います。有害ガスを使用することから立ち入り禁止の柵や表示看板の設置など、安全面に万全を期して作業を進めてまいりたいと思ひます。

以上、2件の報告でございます。

次に、議案第20号 指定しようとする文化財の諮問についてであります。

3枚目にごございます地図をご覧ください。今回諮問しようとしている日待塔は、国道10号から有水小学

校の前を田辺方面に約4百メートルいったところの交差点角にあります。日本石仏事典によりますと、日待塔は人々が一定の決まった場所に集まり、一晚中忌み籠りなどをして、日の出を拝む行事とあります。また、室町時代には、一般的に神道的な神事として行われており、十五夜の夜に行うのが本来の習俗と考えられております。この日待塔につきましては、都城市内には1基しか確認されておらず、当地方における貴重な文化財でありますので、したがって、市指定文化財に相当するものと考えられます。そこで、文化財保護条例第5条第2項の規定に基づき、都城市文化財保護審議会の意見を求めるために、諮問をお願いするものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは報告2件と議案の1件についてお尋ねがありましたら、どうぞお願いします。

○教育長

先ほどの説明のところ、報告の中の道具展。先ほどの課長のご説明では、親と子がやって来て、いろいろと話をするといいねというようなおっしゃりをされたのですが、親と子が来たときは入館料を少し割引するとか、そういうのがあればよかったなと思いました。来年度以降、考えてみてください。団体で来たときは無料ですね、小学生は。

○文化財課長

遠足で来る場合には無料ですけれども、土曜日につきましては、小中学生無料になっておりますので、そのあたりを利用して。よくあるのが、遠足で来て、体験がなかなか順番が回ってこなくて、短い時間しかできなかったということで、また親子連れで来られる場合もあり、その場合は、土曜日が無料になっておりますのでという宣伝はしております。

○教育長

曜日によって無料になるものがあれば、先ほどは親子でということをおっしゃって、親子でなくても、おじいちゃんと子どもとか来たときもサービスしてあげるのがいいかなと思っただけでございます。

○委員長

お尋ねいたしますが、先ほど、高城郷土資料館の入館料免除のところ、子育て支援カードというものが出来たのですが、これは、こども課の扱いだと聞いたのですが、資料館ではこれの使用頻度といいますか、これで来られる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。利用される方というのは。

○文化財課長

正確な数字をここに持ち合わせていませんけれども、結構、提示される方がいらっしゃいます。

○委員長

資料館のほうではそれについての周知とかは特別にはなされていないですか。ホームページとか。

○文化財課長

ホームページでは掲載していますし、四館でイベント情報のチラシを作っておりますけれども、その中に表記しているかと思えます。それとあと、入り口の部分に提示いただければと無料になりますということ。

○委員長

こういうときのチラシとかがありますが、ああいうふうにはうたっているのですか。子育て支援カードとかが入館料のところに。

○文化財課長

一応この企画展のポスターとかチラシを作る場合には、そのように一言入れております。

○委員長

わかりました。

自分が気がついていなかったですけれども、できればそういうものがあれば利用されるように広く周知し

いただければいいなと思っています。

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

○濱田委員

道具展なのですけれども、ここに集まっている色々な道具類は、どこかに保管しておいて、毎年、展示されているということでしょうか。

○文化財課長

カンガエールプラザというところがありまして、そこにほとんど所蔵しておりまして、毎年、テーマを少しずつ変えながらやっておりますので、同じものが出てきたりはしますけれども、今年はおもちゃに焦点を当てようということで、メインとかにもおもちゃを展示するような形になっております。農機具を中心に展示したときもあります。

○濱田委員

ここにある以外のものもストックされているということですね。

○文化財課長

今、むかしの道具ということで集めてはいるのですが、今の小学校3年生にとって昔の道具というのは、母親たちの世代の道具で、母親たちの世代は二槽式洗濯機の時代が変わっているらしくて、うちが持っているのは一槽式の絞り機がついているさらに古いものがあり、そのあたりも収集しながら、三代にわたって説明できる形でしております。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○中原委員

議案の20号なのですが、これは発見といいますか、認識されていたのがいつぐらいからなのでしょうか。なぜこの時期に。

○文化財課長

これは私個人も不思議に思っはいるのですが、この日待塔があるところには、庚申碑とか、山の神の石碑が集まっているのですけれども、高城の旧町時代に庚申塔については指定をされています。この日待塔の存在についても確認はしていたのですけれども、地域の人たちが看板を作っていて、それを作りかえてほしいということで、行ったときに、こちらも大事なのですよという話をしたら、それだったら指定とかできないのかという話になりまして、しっかり文献等を調べまして、都城には1点しかないということで、これはぜひ指定したほうがいいのではないかとということで、今回諮問をさせていただきたいと考えております。

○中原委員

非常に貴重なものですね。

○文化財課長

宮崎県内でも私が知っているのは、国富町の木脇小学校の前に同じように山の神とか、庚申塔とかの石塔があるのですけれども、そこに1点あるものしか確認をしておりません。

○中原委員

いずれにせよ早く指定していただきたいです。

○委員長

この調書に対する回答とかは大体どのくらい日時がかかるものなのですか。出されてから指定が決まるまではどのくらいの日時がかかるものなのですか。それぞれの物件によって違うとは思いますがすけれども。

○文化財課長

一応、第1回の保護審議会を委員の方々の日程調整を今やっておりますので、それが決まり次第、開催いたしまして、諮問をさせていただきます。貴重なものとか、調書がきっちりできていた場合には第1回だけの答申をいただけますので、早ければ10月とか11月に教育委員会のほうに指定に関する形で議案を上げ



させていただきます。

○中原委員

おそらくこれはもしかすると、憶測で申し訳ないのですけれども、旧高城町時代には、実は高城町の文化財課は認識していたとかそういうことはないのですか。

○文化財課長

認識はしていたと思います。

○中原委員

であればもっと早く。

○文化財課長

文化財の指定にはしていなかったらしく。高城は結構、指定はされていたので、不思議ではあったのですが。

○中原委員

もしかすると、ほかのところからかき集めてみると、色々なものがあるかもしれないですね。

○文化財課長

今、確認できているのは、庚申塔と日待塔と山の神の3基が確認できていますので。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告の2件を承認させていただきまして、議案の20号を決定させていただきます。

○委員長

それでは、報告第76号を都城島津邸副館長よりご説明お願いいたします。

○都城島津邸副館長

都城島津邸副館長の山下でございます。館長が所用により出会できないため、代理にて説明いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第76号 平成29年度都城島津伝承館特別展「幕末維新の到来と都城 西郷隆盛と都城島津家」の開催要項の制定について説明いたします。

ページをめくっていただきますと、開催要項になっております。

まず、展示の趣旨なのですが、今年は幕府が政権を朝廷に返上した大政奉還から150年、西郷隆盛を中心として起こった最後の内乱と言われております西南戦争から140年になります。また、来年は明治維新150年ということであり、さらにNHK大河ドラマが「西郷どん」に決定したことから、それらにあわせて今回の特別展を実施することにしております。

幕末維新期を舞台に、西郷隆盛、島津家、都城島津家の活躍を国宝重要文化財等の貴重な資料をもとに紹介いたします。展示期間につきましては、10月14日から11月26日までの44日間としております。観覧料についてなのですが、前回7月の議案で提案いたしまして決定させていただきましたとおり、一般が400円、大学生・高校生が300円、中学生以下が無料でございます。確固内の一般300円、大学生・高校生200円は、20名以上の団体料金でございます。

主な展示資料についてなのですが、めくっていただきますと、主な借用資料一覧というのを添付しております。これをご覧いただきたいと思うのですが、かいつまんで説明いたしますと、国宝が3点、東京大学資料編纂所所蔵のペリー艦隊が来航するというので、それについてオランダから寄せられた予告情報に関する資料が3点でございます。重要文化財につきましては、佐賀藩が薩摩藩の磯にあります集成館の事業について視察した時に作成された絵図、西郷隆盛が大久保利通に宛てた手紙をはじめ、14点であります。また、西郷隆盛関連の資料としましては、勝海舟の書いた西郷隆盛追悼手記、実際に生前の西郷と面識

のあった鹿児島画家なのですけれども、服部英龍という画家の描いた西郷隆盛像、西郷隆盛の自筆であります有名な経天愛人等を借用展示いたします。自前資料も展示する予定になっております。

関連イベントとしてなのですけれども、例年どおり開会セレモニーと講演会及びシンポジウムを計画しております。講演会及びシンポジウムは、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放送決定にあわせまして、西郷隆盛をテーマにし、都城島津家との動向について明らかにするもので、今回はNHK宮崎放送局との連携で実施するものでございます。11月11日、土曜日、午後一時半から高城地区生涯学習センターでの開催を予定しております。

いつもの開会式典、内覧会、セレモニーにつきましては、平成29年10月13日、展覧会の前日であります金曜日15時からを予定しております。

以上、10月からの特別展の開催要領についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対して、お尋ねはありませんでしょうか。

○濱田委員

今、ご説明いただきました関連イベントの講演会及びシンポジウムの件なのですが、講演会の場所が島津邸でされなかった理由は、どういうものか。

○都城島津邸副館長

場所が島津邸内がちょっと狭いということが第一点あります。交流室でも30名しか入れないというのがあります、それが一つです。ほかの理由としましては、近くの施設が全部埋まっていたということです。出演される原口泉先生と山本博文先生がかなりお忙しい方々で、人気もありますのでかなり人も入るだろうと、かなりお忙しい方々なので日程を調整したら11月11日しか空いていなかったということでございます。

○委員長

高城の生涯学習センターは何名入れるのですか。

○都城島津邸副館長

いっぱいだと250ぐらいは入るということです。交流プラザのムジカホールほどゆったりはできないかもしれないですけれども、全体では250ぐらいは入ると思います。例年、大体、100名を切ることが多くて、場所的にムジカホールでするのは厳しいかなと思っていたところなのですが、それよりちょっと狭いところは厳しいかなということで、今回はこちらに…。

○濱田委員

表の前期、後期というのはどこで替えられるのでしょうか。

○都城島津邸副館長

ここは、今調整中のところもあったのですが、大体決めているのですが、半分で決めております。10月14日から11月5日までが1回と、次が11月7日から26日までという形になります。

○濱田委員

6日はお休みということになるのですね。

○都城島津邸副館長

月曜日が休館日なので、休館日に展示替えをして、また7日から開館という形にしています。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第76号を承認させていただきます。

【報告第74・75号】

○委員長

それでは、報告第74号、75号を図書館長よりご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○図書館長

図書館からは2つ報告第74号と75号ですが、日にちも近接しているイベントということもありまして、あわせて説明させていただきます。

まず、報告第74号ですが、平成29年度都城定住自立圏構想協議会「夢と感動をひろげるお話キャラバン巡回公演」の実施について、でございます。

開催要項を次のページに掲げておりますが、これは、目的、内容、主催会場、日時を示しておりますけれども、簡単に口頭でご説明しますと、定住自立圏構想協議会が都城市とお隣の三股町、志布志市、曾於市の4自治体で提携して、色々なイベントを行っているのですけれども、4図書館の共同イベントとしまして、毎年有名な作家さん呼んで、イベントを行っております。今年で実は5回目になります。めくっていただきますと、今年のチラシをつけておりますので、今年は絵本作家田中六大さんの絵本お話し会となっております。

今、今年で5回目と申し上げましたけれども、5回とも作家さんによる講演という形をとらせていただいております。今年も同じなのですけれども、少し違うのは、この方が講演だけではなくてワークショップということで、会場にいらっしゃる方に色々課題を持ちかけております。何かこの作家さんが絵を描くので、何でもいから絵の題材になるストーリーを考えてきてくれということになっております。

日にちは、平成29年8月25日、金曜日、夏休みですので金曜日でもといいということでございます。時間としては、午前10時半の開演ということです。

キャラバンの説明はこれぐらいにいたしまして、次に、報告第75号 平成29年度図書館まつりの開催要項についてご説明します。これは開催要項ということで、別紙一枚説明をつけております。順次説明をいたします。

図書館まつりは例年、図書館で年度の後半に行っているイベントでございますが、主に講演ですとか、有名な方を招いてイベントを行うものと、図書館まつりの図書ふれあい広場で古書を無料で差し上げるというイベント、この2つの日本立てが恒例なのですけれども、今年は先んじて行うイベントを図書館閉館カウントダウンイベントと銘打ちまして、細かく3つほどの行事を考えております。

まず一番目に、閉館カウントダウンパネルの設置とあります。これは、パネルの設置の日を8月26日、土曜日に設定しておりますが、先ほどの報告第74号のお話しキャラバンの翌日にあたりますので、イベントが続いて行われるわけです。8月26日というのが、実は、図書館が移転するにあたりまして、12月4日から長期の休館に入ります。となりますと、12月3日が現図書館では最後の開館日ということになります。それを前にして、ちょうど100日前が8月26日ということですので、この日にあわせて、閉館まであと何日というパネルを図書館の玄関前を予定しておりますが、ここに設置いたします。パネルそのものは、図書館に勤務しておりますNPO法人こじいの森ゆうゆうのスタッフの中でゆうさんという方が、東京の方ですので、イラストのデザインをしていただくことになっております。これに関しては費用がかからないということでございます。8月26日のパネル設置に関しましては、除幕式的な簡単なイベントも考えておりますので、後日、教育委員の皆様にもご案内の文書をお出ししたいと考えております。パネルのお披露目の直後ですけれども、②としまして、大人のための図書館内ツアーファイナルとありますが、図書館の閉架の部分、普段職員しか入れない閉架書庫がございまして、ここを毎年1回、日にちを決めまして、利用者の方に公開しております。今年度は8月26日と27日の2日間、時間は26日は13時半から、27日は10時からと、いずれも2時間程度ですが人数も区切りまして、各募集人員20名程度に区切りまして、閉架書庫を案内いたします。実際にそこで本を選んでいただいて借りるということもできるというツアー

一になっております。8月1日から募集を開始する予定でございます。日にちが大分先になりますが、カウントダウンイベントの最後の項目としまして、③特別企画展「ありがとう図書館開館からの歴史を振り返る」とありますが、現在の姫城町の図書館、昭和46年10月1日に開館して以来の歴史を基本的にロビーに展示をして振り返るという内容にしております。もちろん図書館はそれ以前の蔵原時代ですとか、色々あるのですが、今回はこの建物がさようならということで、これを軸に1ヶ月間展示をしていきたいと思っております。図書館の歴史ですとか、図書館の中にある上原文庫や富松良夫に関すること、富松良夫の創作詩コンクールもございましたので、こういったものにも触れてご紹介していきます。また、ここには書いておりませんが、読書感想文コンクールですとか、図書館のイベントも紹介していきます。歴代の図書館長の寄稿ですとか、読み聞かせボランティア活動の寄稿といったものを展示したり、色々な図書館まつりの歩みですとかの説明をしていきます。

こういったイベントを12月までの間に考えておまして、図書館まつりの最後の大きな企画として、例年行っている図書ふれあい広場は12月24日、日曜日にウエルネス交流プラザで行います。ここ数年、ウエルネス交流プラザで行っておりまして、月は12月でしたり、1月でしたりまちまちです。昨年度は1月に開催したのですが、今年度は12月24日ということで行います。図書館はもう休館に入っておりますが、昨年度からこの日程で場所を押さえていたものですから、12月24日に開催することで考えております。

以上、図書館のイベントが主でしたけれども、2つの報告を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明で質問がありましたらお願いいたします。

74号は、絵本のお話し会の入場整理券の発行場所は、図書館で発行されるのですか。

○図書館長

図書館の本館と高城のほうに、申し込み自体は電話でしていただいて、整理券が必要になりますので取りに来ていただくということで考えおります。

○中原委員

報告のカウントダウンイベントの大人のための図書館ツアーファイナルですが、これは大人限定ですか。

○図書館長

大人限定であります。というのが、お子さんの場合は、大人の方と基本連れだつてきていただきたいと思いますが、閉架書庫はほとんど大人の本ですので、大人限定で例年やっております。お子様が入場したことは昨年までありませんので。

○中原委員

ファイナルだからこそ、広く。こういうところもあるのだと。

○図書館長

ただ、現在の図書館でのファイナルという意味でしかありませんので、もちろん、新しい図書館でも閉架書庫ツアーとかやっていくと思いますので、そういった段階で、今の図書館の閉架書庫は狭うございますので、それはまた新しい図書館のイベントとして検討させていただきたいと思っております。

○中原委員

逆に最後だから、親子でどうぞとか。足元が危険とか、色々あつたりするかもしれないですけども、親子がふれあうというか。

○図書館長

そこは持ち帰って、担当と協議をしたいと思っております。

○中原委員

同伴であればOKですということで。

○図書館長

お子様だけというのはちょっと難しいです。

○中原委員

ここに大人のためというキャッチコピーがあるのですが…。

○図書館長

新しい図書館の工事の内容とか、そういったものも見せていくというのも、今まだ検討中ですが、そういったものも今年度後半、実際に危なければ画面で見せるとか、パソコンのホームページで見せるとか、そういったことも今、企画中ですので、お楽しみにしていただきたいと思います。

○中原委員

この関連はリピーターの方が多いのかなと思いますが。

○図書館長

そうですね、これは実際そうです。

○中原委員

今回は最後だから広く。次は新しい図書館になりますから、こうご期待とPRしていただいて。

今回は最後だから広く、今度は新しいところになりますから、また次に。せっかくのカウントダウンですから、と思いました。

○図書館長

検討させていただきます。

○委員長

二つの仕事が併行で大変だと思いますけれども、最後ですので、今のようなご意見も十分に受け入れていただき、いいイベントにしていいただければと思います。

○濱田委員

以前、お聞きしたかと思うのですが、古い図書館はどうされるのですか。

○図書館長

古い図書館は、定例教育委員会でも一度かけましたけれども、基本的には壊すことは考えていません。今、一旦は、まだ来年度は教育財産のままで、ただ図書館が積極的にそれを活用するというのではなく、当分の間は市の総務課が持っている文書を保管庫して使うとか、そういった形で考えております。また、文化財課の所蔵庫ですとか、そういった機能もまだありますので、これは引き続き教育委員会的に活用していくということです。

○委員長

よく巷で聞く核としたものがわかっていないのですが、今の建物は耐震が足りないということは、どの程度の危険度なのですか。

○図書館長

これは、震度6強の時に倒壊の可能性自体はあるといういい方です。必ず壊れてしまうというわけではないのですけれども。

それと方向性もありまして、南側が窓の部分が多いです。南側あたりが弱いので、逆の方向の北側とか、西側、東側は耐震上は一応OKなのです。南側だけが倒壊とか、ひびが入るとか、場合によっては崩れる可能性もあると言われております。揺れる方向とかでも違ってくるのでしょうけれども。

○濱田委員

築何年でしたか。

○図書館長

46年です。

○濱田委員

理解しているのだろうとは思いますが、修理してまた保管庫とか。

○図書館長

今回はまだ保管庫で利用するというだけではきまっておりますので、耐震の問題もありますので、補強の措置を検討していく方向性は出ております。ただ、一般の人が大勢入れる施設としては好ましくないだろうと考えております。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第74号、75号を承認させていただきます・

#### 【報告第70号】

○委員長

それでは、報告第70号をスポーツ振興課長よりご説明お願いいたします。

○スポーツ振興課長

報告第70号は、都城市全国大会等参加補助金交付要項について、今回、補助金交付大会及び対象者の範囲を広げる一部改正を行うことについて、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条ということで、臨時代理を行いましたので、同上の規定に基づき、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

添付資料、一部改正の説明資料の2枚目をご覧くださいと思います。

平成29年7月1日付と頭を書いてある文書でございます。1点目の改正内容について、2点目の改正理由についてということでお示ししてあると思います。

今回の改正内容といたしましては、1点目が、第2条の補助金の対象大会に、都城市スポーツ少年団に登録のある団体が出場する非営利的な大会を加えるものです。改正理由といたしましては、本市スポーツ少年団11種目のうち少林寺空手道のみが所属する上部団体が日本体育協会の参加団体ではないため、当該補助金の交付対象とならず、ほかの競技種目と比較した場合、公平を欠くためにこれを対象とするものであります。2点目は、第3条の補助金の交付対象者に高校生を加えるものでございます。改正理由といたしましては、高校生が部活動で九州大会及び全国大会等に出場する場合、高体連等からの助成を受ける機会がありますが、近年、高校生のスポーツ活動形態の多様化が進んでおり、部活動以外の空手競技やサッカークラブチームなどで活動する選手については、助成を受ける機会がなく、公平を欠くため、補助対象とするものでございます。

なお、今回の一部改正につきましては、第一条の趣旨を踏まえた不備の部分の改正を行うものであり、補助対象の大幅な拡大を行うものではございません。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長

ただいまの説明でお尋ねがありましたらお願いいたします。

○教育長

改正後の文書の中で、第3条の(1)のところに、ものが3ヶ所出てくるのですが、住所を市内に住所を有する者、または市外に住所を有する者、その一番下のもののひらがなと漢字の違いは何ですか。

○田中教育部長

普通のは漢字で、対象は人となっているから、ものというのは事柄を表すもので、この場合は対象者だから人ですよ。

○教育長

改正のところにもものが三ヶ所出てくるのだけれども、真ん中のところのものはそうなっているでしょう。

ばらばらになっているから、それはどちらに統一しなければいけないのではないのという意味です。私が間違っているかもしれないのですが。

○スポーツ振興課徳留主事

人とかの場合は者のほうです。それ以外の、今、部長のおっしゃった不特定のものに関してはひらがなのものを使うのですけれども、この1条の2行目のところについては、有する者については、漢字の者が適切かと思しますので、ここについては法制のほうと文言の確認をしたいと思います。

○教育長

統一なのか、意図的にそうしていればそうしているという理由を述べてもらえばいいです。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、そちらのほうは検討していただければと思います。

ほかにありますでしょうか。

ちょっとお尋ねいたします。この改正した内容の理由なのですが、これはずっと前にさかのぼってこのような理由が上がってきていたのですか。それを今回改正なさったのか、公平性を欠いていたというのは、ずっと前から言われてきたものなのですか。

○スポーツ振興課長

今回、少林寺流空手道から補助金の交付申請があるにあたり、条文に照らし合わせて、そういう交付要綱にあたっているかどうかを確認させていただいたのですけれども、そのときに、少林寺流空手道の連盟が、日本体育協会の参加団体に入っていないということがわかりまして、本来出したいという私どもの意思的には適応されるのでしょうかけれども、主催する参加の団体が交付要項に漏れているということが判明いたしました。今回、しっかりそういう不備と少年団に入っている子供たちが全体で94団体があるのですけれども、その内の4団体競技で登録しているものですから、そこ子供たちが上部の大会に行くときには、条文上は出せないということになるものですから、その不備を改善したいという部分でございます。

○委員長

前々から繰り返し言われてきたことなのですか。

○スポーツ振興課長

これが全部のスポーツ大会ですとか、全部の方々に出すものではないのです。実際、うちが所管しているスポーツ少年団でありますとか、日本体育協会に加盟している団体とか、近年ですと、例えば、スポーツ少年団でも中学校とか、高校に登録している方もいらっしゃいます、例えば、女性のソフトボール競技なども部活はないけど、クラブチームに入って大会に出るところがございます、高校生を捨うところもなかったということで、今の市の考え方にある大会で条文に不備があるものについてを救済しようという考え方でございます。

○中原委員

裏ページが逆になっているのですけれども、金額をどのように見たらよろしいのでしょうか。

○スポーツ振興課長

一般と同じものということです。

金額と区分については変更がございません。最初お配りしてある金額がそのままでございます。ただ、9区分では、中学生と一般という形で同じ金額で区分がされていたと思うのですけれども、これが中学生以上ということで、一つの区分枠になったということでご理解していただければと思います。

○スポーツ振興課徳留主事

新旧対照表でいくところいった作りで、実際の要項上には金額は出てきます。

○スポーツ振興課長

金額を訂正するという事ではないです。区分と金額を。ただ、大変申し訳ないのですけれども、先にお

配りしてありました新旧対照表でいうと区分と金額が載っていると思うのですが、1から5の区分と大会開催地の区分、一般と中学生の金額を見ていただければ同じ金額が入っていると思うのですが、最初にお配りしたものを。

○スポーツ振興課徳留主事

お配りしている資料の予算についてというのがあるかと思うのですが。

○スポーツ振興課長

この参考資料の2枚目の(2)の。

○スポーツ振興課徳留主事

お渡ししています要項の新旧対照表とは表現の仕方が異なるのですが、(2)のところに書いてあるものが、九州地区、中国・四国といった順番で、1番から5番までの表記になります。こちらに記載してある金額が補助金の対象金額になります。これについては、金額の変更はございません。

○スポーツ振興課長

一般と中学で分けていたものを中学生以上の一つに金額を分けたということでございます。

○田中教育部長

新旧対照表としての一般のところは新のほうでなくなるみたいな捉え方になるのですか。なくなると、この区分がなくなるような形に新になるからです。中学生と一般が一緒になったのはわかるのですが、この表がこの表に変わるということでしょう。一般のところに出ていた金額もなくなるような形に。略と書いてありますけれども。

○教育長

何で、一般はお金の金額が入っていたのですか、この表には。今度の新しい表にはお金が入っていないのですか。

○スポーツ振興課徳留主事

同じ金額のものが区分して書いてあったので、今回、改正する中で、中学生以上ということに表現を変えたということが一つです。

○江藤教育総務課長

一般と違いがあったのを、中学生以上に合わせたということですね。

○田中教育部長

意味はわかるのですが、新旧対照表のあり方として、この表がこの表になったというのが新旧対照表だから。

○スポーツ振興課長

法制に見てもらって、告示はこれでしております。

○田中部長

こちらも略だったら合わせたという意味になるけれども、金額があえて逆になっているから、新のほうでこの金額がないような形になるのではないかなと。

○スポーツ振興課長

告示の担当に作成していただいているので。

金額と区分をいじるということではなくて、対象を。

○赤松委員

意味はわかるのですが、きちんと理解できる表記になるのかということですか。

○スポーツ振興課長

最終的な要項等については、金額はすべて書いてある形になるので。

○教育長

略というのはここにすべて出してきたのが略なのか。実際の表を。



○スポーツ振興課長

実際はすべて表示されます。改正後の要項はすべて表示されている状態です。

○教育長

ここに出してきた資料としては略してあるだけです。

○スポーツ振興課長

新旧対照表でお示ししていることで入っていないという数字です。実際は載っているということで、新旧対照表でお示ししていることで入っていないということです。実際の改正後の要項ですとすべて入っています。改正後の要項ですと、どこが変わったのかわからないので、この新旧対照表で説明申し上げたのですけれども、参考に要項はお持ちしております。区分と金額についてはしっかり入っておりますので。

○赤松委員

一般と中学生に分けられていたのが中学生以上になったということですね。

○スポーツ振興課長

はい、区分の表示上。

○教育長

何でお金が入っているのかわからない。左側のほうが。

○江藤教育総務課長

その部分が削除されたという意味です。

○田中教育部長

もとの旧も略でいいですね。

○スポーツ振興課長

告示をするために一定のルールがあると思いますので、そういうことで変わっていない部分について略ということでお示しされているのだと思います。

○田中教育部長

中学生以上の線もおとしたのではなくて…。

○スポーツ振興課長

ここはいいません。

○濱田委員

2の予算について、(2)ですが、大会開催地区区分とか、九州・沖縄地区だったら、一般5000円、中学生5000円、この後に人数が書いてあるのですが、これは平成28年度、27年度の残予算で九州地区に一般が行くとしたら171名行きます。中学生でも同じ金額だから171名。

○スポーツ振興課長

これは、財政課とこういった一部改正によって、どれぐらい予算的に影響があるかというところの説明のために作成した資料であるのですけれども、先ほどから申し上げていますように、要項の不備の部分を変更するものであって、新に本来の枠を拡大したことによって、今の規定の予算を大幅に上回るような予算執行の予想はしておりません。適正な形で、今の要求額の中で執行ができますということで、この人数をお示ししてあるところです。

ただ、改正によって、枠を広げるといことになりますと、今、要求している予算では足りなくなりますので、そういったものではないということの参考のために、財政課と協議の際に、この資料を作成した次第でございます。

○濱田委員

一般の市民の方にこれが出るということではないですね。

○スポーツ振興課長

ありません。

○濱田委員

一応これは組み合わせになるのですが、一般が何人で、中学生が何人ということに。

○スポーツ振興課長

当然、今の夏休み時期が一番、九州大会、全国大会が多うございますので、市内の団体、個人の皆さんが活躍していただくと、特に団体で行かれる数が極端に増えてきますと、規定の予算では足りなくなってしまうということが予想されるのですけれども、その場合についてはまた、補正等をお願いする場合がありますが、平成27年と28年に照らし合わせた場合、現状の交付分では大丈夫ですという資料になります。

○委員長

そうしますと、報告第70号につきましては、改正が文言のところの表を整理していただくことと、表記についてはどういう手続きなのか。

○スポーツ振興課長

法制のほうを担当して作るものですから、一応こちらについては早期に、こういう意見が出たので。

○教育長

それともう一つ、区分が1、2、3、4、5と表には書いてあるのですが、予算のところには番号を打っていないのですが、これはもともとどこかの台帳に1、2、3、4、5と。

○スポーツ振興課長

要項には区分の1、2、3、4、5と入っています。

○教育長

あなたが出してくれた資料の予算についての中には、番号が打っていないです。

○スポーツ振興課長

打っていないです。

○教育長

それを同じ対応している番号であるとしているのはどこに書いてあるのですか。

つまり1というのは、九州地区を差していますよということはどこにも書いていないです。

○スポーツ振興課長

これは参考資料でございますので、こちらに1とかは入れていないのですけれども、これは財政の支払いの大会開催地の区分を見て、比較するために出しています。本来ならここに区分を入れなければならないところなのですけれども、ここは入れておりません。

○教育長

もともとは番号がついているわけですか。

○スポーツ振興課長

ついております。

○田中教育部長

まず区分で1とあると大会開催地区が九州地区であるとかいうことになります。最初の区分はこちらの参考資料では除いているということですね。

○スポーツ振興課徳留主事

実際、告示はされているので、実際に告示した段階で改正は成立しているのですけれども、そのあとは法制の事務処理の範囲になります。行政との。

○教育長

ほかに書いてあるから番号がいるわけで、本来は逆にいえば、5区分ありますというだけの話で。

○赤松委員

これが生きているということですね。

○スポーツ振興課長

そうです。

○中原委員

ちょっとお尋ねなのですが、第2条の(2)以外の大会というのはどれぐらいあるのでしょうか。補助金対象大会ではない大会、第2条の(1)(2)が補助金の対象と。

○スポーツ振興課長

相当数あると思います。色々な団体がございますので、例えば、今流行りのヒップホップダンスですとか、あとは、自転車競技ですとか、モータースポーツ、空手でもどちらかと言うと格闘系の極真空手とか等については、独自の流派で動いていらっしゃるとか、相当数ございますので、教育委員会として、日本体育協会所属という一つの大きな枠でくくっているの、数というのは把握していないところなのですけれども、相当数ございます。今、フリークライミングとか、スポーツの捉え方もたくさん、ございますので。

○中原委員

個人的な話で申し訳ないのですけれども、よくスポーツ少年団に野球、サッカー、メジャーなスポーツですけれども、高校のバレー部等々に寄附金集めが職業上、ひっきりなしに来るのですが、こういう補助金を知っているのかなと。

○スポーツ振興課長

ただ、中体連とか、高体連は学校で手だてするものですから、この対象外なのです。何も補助がないところに対してうちが補助するという形です。いわゆる通常するの、大本の助成の母体がないところに対してかわりに出すものですから、中体連で全国大会に行く場合については対象外です。市で旅費等は出したり、高体連ですと県が県費で派遣費を組んだり、そういう助成があるところについては、その差額ということになりますけれども、接点が低いので、ほとんど助成に引っかけます。上部の大会に行くのに、何も助成がない方に対して、出しますという補助金です。ですから先ほどの予算のところの一番下のところに、県内各地の状況ということで、補足でお示ししているところなのですけれども。この要項で、これは高校生が対象になっているとか、なっていないとかという区分なのですけれども、対象の大会も市の交付要綱で差があるというのもまた事実でございます。すべての大会がOKというところもありますし、制限しているところもございます。都城市の考えは、先ほど言ったように大きな考え方で出しているという状況でございます。

○委員長

それでは、報告第70号につきましては、文章を検討していただくことで承認させていただきます。

#### 【報告第71号、議案第21号】

○委員長

報告第71号及び議案第21号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

報告第71号 平成29年度都城市社会教育行政計画及び平成29年度公民館経営案についてご説明いたします。

平成29年度の主要事業計画及び当期予算を踏まえ、平成29年度のこちらのほうでございますが、都城市社会教育行政計画及び公民館経営案を策定いたしましたので、ご報告するものでございます。なお、7月6日に開催しました社会教育委員会議及び公民館運営審議会においてお諮りし、承認をいただいております。

まず、都城市社会教育行政計画についてご説明いたします。

本計画は、本市の教育振興基本計画に基づき、教育が目指すまちの姿として、文化と歴史の香る文教のまち都城として、各施策を進めてまいります。

14ページをお開きください。

平成29年度生涯学習社会教育関係予算を掲載しております。平成29年度は、25事業に総額3億9千

91万円を計上しております。15ページには、29年度の予算のうち、生涯学習社会教育関係補助金一覧を掲載しております。13事業で、27種類の補助金について総額1377万6千円を計上しております。

16ページから53ページには、事業計画として、対象別事業計画と領域別事業計画の2つに区分して、事業内容等を紹介しております。

簡単ではございますが、以上で都城市社会教育行政計画の説明を終わります。

続きまして、公民館経営案についてご説明いたします。

この公民館経営案は、中央公民館及び各地区公民館に関する項目について詳細をまとめたものです。

14ページが差し換えが入っているかと思えますけれども、よろしいでしょうか。こちらのほうの差し換えをご覧ください。総括表でございますが、平成28年度公民館利用状況総括表につきましては、14地区公民館の利用回数は延べ1383利用回数、延べ利用人数は32万2207人でございます。経営案につきましては、地区会利用、事業実績、利用状況、経営計画、経営上の問題点と推進方策、団体の構成等について掲載しております。簡単ではございますが、以上で、公民館経営案についての説明を終わります。

○委員長

今、2つの資料についてお話をいただきましたけれども、質問はありませんでしょうか。

○教育長

1番のところの公民館の利用の総括表の中で、例えば、文化協会を見ると、ゼロというのがあるではないですか。これは文化団体がそこにはないという意味ですか。

○生涯学習課長

高崎を利用していないということでございます。

○教育長

例えば、志和池とか、庄内の文化団体はどこに出ていますか。

○生涯学習課長

なくて、利用者もないということだと思いますけれども。

○教育長

文化団体がないということですね。

○生涯学習課長

なくて、利用者がいないということだと思います

文化協会につきましては、大体は中央公民館とか、コミセンとか、そちらのほうを一緒にご利用されることが多いです。

○教育長

高崎はどこでやられるのだろうか。

○生涯学習課長

高崎は文化団体その中に加盟していらっしゃるかどうか把握できていないのですけれども。

○委員長

文化協会は芸術文化協会ですか。

○生涯学習課長

そうです。

○委員長

名称としては芸術文化協会と、例えば、芸文協会とか。

○教育長

正式名称の。

○生涯学習課長

正式名称での掲載が必要ということですね。

○委員長

短くしてありますから、町協とか、略していますが、文化協会ではなくて芸術文化協会、略するのだと芸文協ではないかなと。前は文化協会だったのですけれども、今度、芸術文化協会になって10年になりますけれども、やはり、それをつけたほうが良いと思います。

○生涯学習課長

記載の仕方についてはまた検討させていただきまして、来年度から修正する形でよろしいでしょうか。

○教育長

これはないということでもないのですよね。社教とか、体育協会もあるのでしょうけれども。

○生涯学習課長

庄内では、社教連の開催ではなくて町協のほうに掲載しております。

○教育長

高崎もそうですか。町協で入っていますか。

○生涯学習課長

町協で入っていると思います。

○教育長

町協も1回しか使っていないです。

○生涯学習課長

そうですね。

高崎については、高崎の地域振興課のほうに確認しておきます。

○教育長

ゼロというのが。福祉だけ82で。

○生涯学習課長

高崎は分館制度がございますので、ここは地区公民館の利用だと思うのですが、地区公民館の利用状況を書いてございますので、高崎は分館が多いかなと思っております。

○田中教育部長

高崎は保健福祉センターが多いです。高城生涯学習センターは公民館の関係です。

保健福祉センターでも実際は公民館的な利用が十分できると思います。

○教育長

庄内もそうですか。

○生涯学習課長

庄内は地区公民館を使っているみたいですが、まち協とかの開催を計上しております。社教連で上がっているのもあるのですけれども、わけて、公民館の利用申請書のほうに社教連に丸をして、公民館を借用するときに、地区で貸し館をしますが、そのときに社教連に丸を職員がしたりとか、まち協に丸とすると、そのカウントの仕方だと思います。

○教育長

何が聞きたいかという、分類をしている意味があるのかという。最初の分類が、まち協とか、社教とか、書いてあるではないですか。社教は実際まち協の中でやっていますという、全部の分類で、どこがどれくらい使ったかということの表自体が意味があるのかということになるので、そこはちょっと整理を。どういうふうにご利用になるのかによるけれども。

○生涯学習課長

申請書のとおりカウントしていくと、申請するときの丸のつけ方に区分があるのですけれども、結局、まち協とか、社教連は減免団体でございますので、ネットワークも学校も、あとは非該当とかについては利用料金が発生するので、ちょっとそこを整理させていただいてよろしいでしょうか。

○教育長

この表をどう見たらいいのかわからないので。

○生涯学習課長

わかりました。ありがとうございます。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

○教育長

これは今までも作っていましたか。

○生涯学習課長

作っております、毎年。ただ前の1ページから13ページは大分変更しております。というのは、今回、都城社会教育振興計画が平成29年4月にできましたので、初めにということで、それをもとにこちらができていくということで、今まではそこところは違ったのですけれども、ですから、13ページまではそれを抜粋した形で載せておまして、14ページ以降は同じような形式で、位置づけもきちんとあったほうがいいかなということで。

○教育長

前半がついたことによってわかりやすくなりましたね、大分。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第71号を承認させていただきます。

続けて、議案第21号をよろしくお願いたします。

○生涯学習課長

議案第21号 平成29年度都城市放課後子ども総合プラン運営委員の委嘱並びに任命についてご説明いたします。

都城市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要項に基づきまして、8月28日に運営委員会を開催するにあたりまして、委員の委嘱並びに任命を行うものです。委員名簿は、別紙資料のとおりとなっております。委員の選任につきましては、各関係機関からの推薦によるもので、構成は、学校関係者2名、放課後子ども教室関係者4名、社会教育者1名、放課後児童クラブ関係者1名、児童福祉関係者2名、行政関係者3名の合計13名となっております。

なお、放課後子ども教室を所管する生涯学習課と放課後児童クラブを所管する福祉部保育課につきましては、運営委員会事務局として共同で事務にあたることになっております。委員の任期につきましては、委嘱任命の日から平成30年3月31日までとなっております。

補足説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの委員名簿の別紙ということでございますが、今、ご説明したとおりでございますが、放課後子ども教室が4名で、児童クラブが1名というふうに分類としてみておりますが、この中で、9番、10番の児童福祉関係者の方も放課後児童クラブを運営していらっしゃいます。

なお、高木薫様につきましては、社会教育関係者でもございますが、児童クラブの運営者でもございますので、子ども教室4名と児童クラブ4名という形にはなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの議案第21号についてお尋ねはありますか。

○生涯学習課長

あと1点、こちらの運営委員会設置要項の第3条によりますと、学識経験者ということも委員の中に掲げていらっしゃるんですけども、今回、学識経験者については委嘱が出ていないところでございます。これにつきましては、南九大のほうに途中で話をしたところなのですが、年度途中の依頼は難しいということでございましたので、次年度は4月に依頼をする形で、学識経験者という形で委員を追加したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○濱田委員

子ども総合プランは、児童クラブと放課後子ども教室とあわせた形で運営しようということですか。

○生涯学習課長

一応、都城市放課後子ども総合プラン行動計画ということで平成28年3月に策定しておりますが、この中では、計画の目標としまして、放課後児童クラブの目標値、箇所数とか、あとは子ども教室の箇所数とかを計算し、こちらの児童クラブと放課後子ども教室を一体型、または連携型を文部科学省でもいっておりますので、そちらについて掲載しております。

○濱田委員

丸のデータは、厚生労働省と文部科学省を市が一括して、財源として、運営は市が実際に進めていくということですね。

○生涯学習課長

そうですね。実際に子ども総合プラン行動計画を策定しないと予算が降りてこないということもございまして、これを作って、文部科学省は子ども教室、厚生労働省は児童クラブということで、一体型または連携型を置くということで、昨年は、連携型について、モデル的に1ヶ所やったところがございます。ただ、実施についてはなかなか難しいのですけれども、現実的に、だけとそういうふうと一緒にやってくれということ文部科学省がっておりますので。

○濱田委員

基本的には、ここにおられるのは委員の方ですけども、実際にやる場所がありますね、学校とか。

○生涯学習課長

学校と施設、それから、公民館とかです。

○濱田委員

ここで何をやるかはこの運営委員の方が決めるわけではない。

○生涯学習課長

一応、たたき台として事務局で案をもちまして、運営委員の中で決めていただくということになっております。

○委員長

今、連携が現実的に厳しいとおっしゃったのですが、大体、想像するのですけれども、具体的にはどういう点で進めるかにあるのですよね、連携を一緒に。それは現実的に難しい理由はどういうことでしょうか。

○生涯学習課長

予算をどうするかということもあるのですけれども、この前、1回モデル的にしましたのは、一緒に遊ぶという形でやっていますので、材料費についてはどちらかの負担ということになります。上長飯小学校で子ども教室をやっています。近くの近隣の児童クラブは江田先生なのですけれども、そこの方がみえて、学校の体育館でやったのですけれども、連携にしても、大体月に何日とかそういうことが決められているのです。ですから、そこをどのように調整するかということと、それから、どういう活動をするかということについては、両者の子ども教室と児童クラブでスタッフ会議を何回も開かないといけないこともありまして、宮崎でも1回試行的に連携をやって、現実的に難しいということが、中原委員はよくご存知だと思うのですけれども。

○委員長

現時点で文部科学省はそういうものを一緒にという流れを勧めているわけですね。

○生涯学習課長

流れではそうです。

○委員長

それは大変ですね。

○委員長

実際にやっていく分ではなかなか放課後児童クラブは6時までということですが、こちらの子ども教室については5時ぐらいまでということで、活動の時間が違います。大体、子ども教室は週に何回か、児童クラブは月曜日から土曜日までやって、その中でどのように日程調整をするのか。どういう活動をやっていくのかとか、スタッフをどうするのかとか、位置がずれていれば安全に一緒に活動する場所まで送ってこないといけないということもありまして、ですから、文部科学省が考えるのは学校で子ども教室も児童クラブもやっているイメージが強いのではないかと思うのですけれども。

○委員長

そうすると、実際にそういう状況というのは、文部科学省には届いているとお考えなのですか。

○生涯学習課長

ちょっと難しいかなと思うのですけれども、どういうふうな…。

○教育長

保育園と幼稚園を一緒にした認定こども園もそうです。保育所と幼稚園とは文部科学省と厚生労働省の違いがありますので、それを一体化してやれというのは。

○生涯学習課長

国は特に内閣府を中心に言われています。

○委員長

そういう方針に対しては、現実的に大変だということはどこかで反映されたほうがいいですね。

○赤松委員

先ほど大学のほうからご協力が得られなかったとお聞きしたのですが、これは、昨年ほどなたが入っているのでしょうか。

○生涯学習課長

今まで永田先生のほうが学識ではないのですけれども、校長先生でいらっしゃる、コーディネーターもあったのですけれども、学識経験者というのは大学とか、高専とか、そういうことでということで、去年も入っていらっしゃるんです。ですから、この要項についても一部修正できていまして、了解をいただきながらということです。市民も入っていたのですけれども、色々問題がありまして、一部改正を昨年に委員会でしていただいたのですけれども。

○赤松委員

この内容からすると、子ども教育学科あたりが一番いいかと考えられますが。そちらのほうに相談されて、年度途中で困難というのもちょっとどうかと思います。

○生涯学習課長

今年は、年度途中は、今回6月ぐらいに委員の方を推薦いただくということになって、今回、6月ぐらいに大学のほうにお願いしたものですから、年度途中は難しいということで、4月の段階でお願いしていれば結構よかったと思うのですけれども、反省点でございます。

○赤松委員

これは年何回ぐらい行われるのですか。

○生涯学習課長

年に2回でございます。



○委員長

次にお尋ね、ご意見はありませんでしょうか。  
それでは、議案第21号は決定させてよろしいでしょうか。  
決定させていただきます。

【報告第67号】

○委員長

報告第67号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

報告第67号 専決処分した事務です。平成29年度都城市教育委員会名義後援共催についてご説明いたします。

名義後援につきましては、平成29年6月21日から7月20日までに14件承認しております。こちらにつきましては、別紙一覧表をご覧ください。

学校教育関係が2件、生涯学習課3件、スポーツ関係2件、美術館関係1件、総合支所関係1件、その他、教育総務課受付が5件となっております。

次に、共催につきまして、報告いたします。

共催のほうは、平成29年6月21日から7月20日までの間に11件承認しております。内訳につきましては、別紙一覧表をご覧ください。

学校教育関係が10件、最後はスポーツ関係1件、計11件となっております。

以上で、報告終わります。

○委員長

ありがとうございました。  
内容について、お尋ねはありませんでしょうか。

○中原委員

48番は第13回になっていますけれども、昨年度から名義後援が始まったのですか。

高校野球OB大会です。46番です。第13回になっていますけれども、申請が昨年度からになっているのですけれども。昨年度からということですか。

○教育総務課長

そうですね。  
平成25年度以降は、もしかするとあるかもしれませんけれども。

○委員長

ではこれで承認でよろしいでしょうか。  
それでは、報告第67号を承認させていただきます。

【報告第68・69号】

○委員長

それでは、報告第68号と69号を学校教育課長よりご説明お願いいたします。

○学校教育課長

報告第68号でございます。臨時代理書のほうをご覧くださいいただけますか。代理書のほうで、都城市学校におけるフッ化物洗口のあり方検討委員会の委嘱についてでございます。

発令日が7月7日でございます。終了が検討事項の検討が終了するまでとなっております。

もう一枚めくっていただきまして、旧と新の委嘱のメンバーの方々が掲げてあります。

まず初めに、都城歯科医師会フッ素対策委員会委員長の方が常盤三樹雄先生だったのですが、お兄さんの常盤健一郎先生に変わりました。これは、医師会のほうで委員長が入れ替わったということでございます。以下の部分につきましては、学校での役職が変わっております。橋之口修校長先生は、都城市小学校の校長会長、笹本勝弘校長先生は中学校の校長会長でございます。そして、川原竜馬先生は菓子野小学校でございますけれども、都城市の保健主事部会の理事長に就任されております。またその下にあります日高真美先生ですが、南小学校の養護教諭でございます。都城市の養護教諭会の部長という形でございます。それぞれの異動に伴って、委員が交代をしたことになって生じたものでございます。よろしく願いいたします。

なお、その次のページには、あり方検討委員会の委員の一覧が示してあります。

報告第69号でございます。これも臨時代理書をご覧ください。

都城市結核対策委員会委員の委嘱についてでございます。

発令日が7月10日ございました。任期は、平成30年3月31日まででございます。

一枚めくっていただきまして、委員の皆様方のご紹介をいたします。

まず、和田陽市都城保健所長でございます。続きまして、有川圭介、有川呼吸器内科医院の医院長でございます。橋口兼英、橋口小児科の医院長でございます。続きまして、政所治道先生でございますが、これは歯科医師会理事でございます。それから、田中ちどり校長先生でございますが、養護教諭会の会長でございます。そして、日高真美養護教諭でございます。養護教諭会の部長でございます。以上の方々に、結核対策委員会の委員を委嘱したところでございます。

なお、資料としまして、設置要項、平成18年1月に作成されました設置要項をおつけしております。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

2つの報告について、お尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

今現在、結核という病気で、小中学生で罹患している報告が上がってきているのでしょうか。

○学校教育課長

罹患するという形ではございますが、罹患の可能性があるお子さん方が今年、学校での健診の時に、7名上がってきております。それぞれ高蔓延国での移住経験があったりとか、つまり結核が流行っているような国での移住経験があったり、それから、ご自身が結核罹患歴があるというお子さんもいらっしゃいました。もう一つが、家族やその周辺に罹患者がいたという事実がわかった者につきましては、こちらのほうでピックアップをいたしまして、そして、どのような検査を受ければいいのかというのを今、打診したところでございますが、ちょうど今日、保健所から返事がきまして、7名のうち4名が検査を一旦受けてくださいという申し出がまいりました。

○赤松委員

現実にはいらっしゃるのですね。これは慎重に対応していかなければいけないことなのですね。

○教育長

結核の場合は、知らないうちにかかっているというのはありますね。だから、前の前の大学の時に学生が結核になって、大学保健室で学生全員対象の検査をしましたね。

○委員長

結核については、人権擁護委員の時に、結核審査会の委員をさせていただいたのですが、結局、潜在的に患者さんがいて、まさか今頃結核という感じで、発見されたときは非常に重篤で、強制的に入院ということで、診察の結果をものすごく厳しく保健所で、強制入院になるので。結構ひどい状況ですね結核は、かかってしまうと。

○教育長

やはり、外国に行ってきたかかって帰ってくるというのがあります。また、外国から来た人たちが結核が蔓延しているところから入国してくるとか。大学などは、学生がしょっちゅう外国に旅行に行きますのでね。

○委員長

菌の耐性ができているのでなかなか昔の結核のように単純にいかないという。

それでは、ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第68号、69号を承認させていただきます。

10 その他

(1) 行事予定

① 9月定例教育委員会開催予定

日時 平成29年7月18日(火) 10:00から

場所 南別館3階第2会議室

以上で、8月の定例教育委員会を終了いたします。